コミュニティセンター(北館)の具体的な運用について

1 コミュニティセンターについて(活用方針から抜粋)

跡地活用検討協議会から提案のあったコミュニティセンターは、標準的な公民館のホールより大規模な施設とすることにより、若者から高齢者まで幅広い世代が多目的に利用でき、地域間の交流・連携を促進し、広域的で効果の高い取組を行うことができるようにする。

2 跡地活用に当たっての留意点(活用方針から抜粋)

跡地活用は、ハード部分としての施設・機能の整備とともに、良好な環境を維持し、より魅力的な場所となるようなソフト部分の継続的な活用があってはじめて実現するものである。

このため、整備される施設・機能については、エリアマネジメントの考え方に基づき、 地域が主体的かつ持続的に運用していくことができるような措置を講じる必要がある。

3 検討事項

(1) 使用方法や運用のルール

誰がどのような事に使うのかなど全体的なルールについて

(2) 管理運営主体

日常的な管理運営は実際に誰が行うのか

- ※ 日常的な管理運営については、以下の内容が想定される。
 - 自衛消防組織の結成・火災防止等の安全確保
 - ・ 予約の受付・管理
 - ・ 鍵の管理・貸出
 - 施設案内・使用ルールの説明
 - ・ 体育用具の管理・貸出・設営の支援
 - 事務用品の管理・貸出
 - 窓ガラスや電燈等の修繕
 - 使用料の収納・管理
 - ・ 光熱水費等の市への納付
 - 行事開催時の准看護学院等の他施設との調整

その他、施設管理として、機械警備や建築物・設備に関する法定点検や廃棄物処理といった業務及び建物本体に係る改修・補修工事などがあり、北館内の他の施設と共同で 実施することが想定される。